

公立大学法人尾道市立大学の年度業績評価方法について

1 年度評価の基本方針

- (1) 中期目標達成に向けた事業の進捗状況を確認する。
- (2) 先進的・特徴的な取組みや運営の改善を積極的に評価する。
- (3) 法人化を契機とする大学改革の取組みを支援する。
- (4) 取組状況を市民に分かりやすく示す。

2 評価方法の要点

(1) 評価の手法

法人の自己評価（実施要領に従い評価を行う。）



評価委員会は法人の自己評価を活用して間接評価

(2) 法人の自己評価の基準

年度計画の項目ごとに評価を行う。

4	年度計画を上回って実施している。
3	年度計画を順調に実施している。
2	年度計画を十分に実施していない。
1	年度計画を実施していない。

(3) 評価委員会の評価の基準

ア 小項目評価

法人が自己評価を行った評価結果の検証・評価を行う。

4	年度計画を上回って実施している。	
3	年度計画を順調に実施している。	（達成度が概ね 9 割以上）
2	年度計画を十分に実施していない。	（達成度が概ね 6 割以上 9 割未満）
1	年度計画を実施していない。	（達成度が概ね 6 割未満）

イ 大項目評価

小項目評価の結果を踏まえ、中期計画の大項目ごとに総括評価を行う。

S	特筆すべき進行状況にある。	（評価委員会が特に認める場合）
A	年度計画を順調に実施している。	（すべて 3 以上）
B	年度計画を概ね順調に実施している。	（3 以上の割合が 9 割以上）
C	年度計画がやや遅れている。	（3 以上の割合が 9 割未満）
D	重大な改善事項がある。	（評価委員会が特に認める場合）

ウ 全体評価

大項目評価の結果を踏まえ、進捗状況や次の事項について総合的に記述式評価を行う。

- ・ 理事長のリーダーシップによる機動的・戦略的な大学運営を目指した取組み
- ・ 社会に開かれた大学運営を目指した取組み
- ・ 大学の教育研究、地域貢献等における特色ある取組み
- ・ 業務運営等の改善及び効率化並びに財務状況の改善に関する取組み
- ・ 自己点検・評価及び情報公開に関する取組み

3 評価実施の際の視点

(1) 自己評価結果の適切性、妥当性の検証

- ア 自己評価は定められた評価方法で行われているか
- イ 自己評価の結果と異なる判断をすべき事項はあるか

(2) 法人の業務運営の特長等の抽出

- ア 法人の業務運営の特長、問題点は何か
- イ 法人の業務の実績と計画との間に著しい乖離が継続的に生じている事項はあるか
- ウ 法人の財政状態や運営状況に関し、今後の業務の適正かつ確実な実施に当たり特に重要な影響を及ぼす事象はあるか

(3) 勧告事項の抽出

- ア 法人に対し業務運営の改善等を義務的に求めるべき事項はあるか

4 スケジュール

時期	法人	評価委員会	市長
4・5	自己評価の実施		
6	業務実績報告書の提出	業務実績報告書の受理	
7	評価書原案の受理	第1回評価委員会 自己評価結果の検証 評価書原案の作成・提示	
	法人意見の提出	第2回評価委員会 法人意見への対応 評価書の確定	
8	評価書の受理	評価書の通知 市長への報告 評価書の公表	市議会へ報告

公立大学法人尾道市立大学に係る各事業年度業務実績評価実施要領を次のように定める。

平成 24 年 月 日

尾道市公立大学法人評価委員会
委員長 堂本 時夫

公立大学法人尾道市立大学に係る各事業年度業務実績評価実施要領

（趣旨）

第 1 条 この要領は、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 28 条第 1 項の規定に基づき、尾道市公立大学法人評価委員会（以下「委員会」という。）が行う公立大学法人尾道市立大学（以下「法人」という。）の各事業年度の業務実績評価（以下「評価」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（評価の基本方針）

第 2 条 評価は、次の基本方針により行うものとする。

- (1) 中期目標の達成に向け、法人の中期計画の事業の進捗状況を確認する観点から行う。
- (2) 法人の先進的・特徴的な取組み及び運営の改善を積極的に評価する。
- (3) 法人化を契機とする大学改革の取組みを支援する。
- (4) 法人の中期目標の達成に向けた取組状況等を市民に分かりやすく示すよう努める。

（評価の方法）

第 3 条 評価は、「項目別評価」及び「全体評価」により行う。

- 2 「項目別評価」は、法人による自己点検・評価をもとに、委員会において総合的に検証を行い、当該事業年度計画に定めた項目ごとに中期目標・中期計画の達成にむけた進捗状況を確認する。
- 3 「全体評価」は、項目別評価の結果等を踏まえ、法人の特性に配慮して中期目標・中期計画の進捗状況全体について評価する。

（業務実績報告）

第 4 条 法人は、当該事業年度の業務実績を「平成 事業年度に係る業務の実績に関する報告書」（別記様式）により報告するものとする。

- 2 法人は、自己点検・評価の結果を踏まえて、年度計画に記載されている項目ごとに次の 5 段階で自己評価するとともに、計画の進捗状況等を記載する。

4	年度計画を上回って実施している。
3	年度計画を順調に実施している。
2	年度計画を十分に実施していない。
1	年度計画を実施していない。

3 法人は、次に掲げる事項を特記事項欄に記載する。

- (1) 前事業年度の評価結果を踏まえた改善に向けた取組み
 - (2) 先進的・特徴的な取組みや特筆すべき優れた実績を上げた取組み
 - (3) 遅延が生じている取組みやその理由
 - (4) その他法人が積極的に実施した取組み
- (項目別評価)

第5条 委員会は、年度計画の項目ごとに行う小項目評価と、中期計画の大項目ごとに行う大項目評価に分けて項目別評価を行う。

2 小項目評価は、法人の自己点検・評価の結果を踏まえつつ、業務の実績について法人からのヒアリングを通じて検証し、事業の進捗状況、成果等について項目ごとに評価するとともに、評価の理由や改善点等を特記事項欄に記載して行う。

3 小項目評価は、次の4段階で評価する。

4	年度計画を上回って実施している。
3	年度計画を順調に実施している。 (達成度が概ね9割以上)
2	年度計画を十分に実施していない。 (達成度が概ね6割以上9割未満)
1	年度計画を実施していない。 (達成度が概ね6割未満)

4 大項目評価は、第2項の小項目評価と特記事項の結果を踏まえ、次の5段階で評価する。

S	特筆すべき進行状況にある。 (評価委員会が特に認める場合)
A	年度計画を順調に実施している。 (すべて3以上)
B	年度計画を概ね順調に実施している。 (3以上の割合が9割以上)
C	年度計画がやや遅れている。 (3以上の割合が9割未満)
D	重大な改善事項がある。 (評価委員会が特に認める場合)

(全体評価)

第6条 全体評価は、大項目評価の結果を踏まえ、進捗状況及び次の事項について総合的に記述式により評価するものとする。

- (1) 理事長のリーダーシップによる機動的・戦略的な大学運営を目指した取組み

- (2) 社会に開かれた大学運営を目指した取組み
 - (3) 大学の教育研究、地域貢献等における特色ある取組み
 - (4) 業務運営等の改善及び効率化並びに財務状況の改善に関する取組み
 - (5) 自己点検・評価及び情報公開に関する取組み
 - (6) その他必要と認められる事項
- (年度評価の進め方とスケジュール)

第7条 委員会での評価結果の決定手順は、次とおりとする。

時 期	項 目	業務内容等
3 月末	年度終了	・ 年度事業の終了（法人）
4 月～ 6 月	評価準備	・ 業務実績報告書、財務諸表作成（法人）
6 月末	実績報告	・ 業務実績報告書、財務諸表等提出（法人） （年度終了後、3 か月以内に提出）
7 月	評価	・ 業務実績検証（法人とのヒアリング） ・ 財務諸表検証 ・ 評価結果（案）作成 ・ 法人からの意見申出機会の付与 ・ 評価結果（最終案）作成 ・ 評価結果の決定
8 月	報告・公表	・ 評価結果の市長への報告及び法人への通知 ・ 財務諸表意見聴取、財務諸表承認

(業務実績報告の附属資料)

第8条 法人は、年度評価を的確に実施するため、業務実績を客観的に証明する附属資料として次に掲げるものを業務実績報告書と併せて提出するものとする。

- (1) 大項目の記載事項に関するもの
- (2) 次に掲げる項目に係る実績数値の経年比較ができる資料
 - ア 教職員数（法人採用教職員、非常勤教職員、市派遣職員等）
 - イ 教員 1 人当たりの学生数
 - ウ 留学生数（学部、大学院）
 - エ 留学者数
 - オ 研究生等の在籍数（科目等履修生、研究生、研修生、聴講生）
 - カ 学部・大学院入試状況（募集定員、志願者数、志願倍率、入学者数等）
 - キ 就職状況（就職者数、就職率等）
 - ク 進学状況（進学者数、進学率等）
 - ケ 国家試験等の状況

- コ 科学研究費補助金採択状況（申請件数、採択件数、金額等）
- サ 外部資金受入状況（科学研究費補助金を除く外部資金）
- シ 各種プログラムの採択状況（申請件数、採択件数、金額等）
- ス 公開講座の開催状況（開講予定数、開講数、受講者数、満足度等）
- セ 産学連携の状況
- ソ 入試広報の状況（大学説明会参加者数、広大連携状況等）

(3) その他業務実績に係る資料

（その他）

第9条 この要領に定めるもののほか、評価の実施に関して必要な事項は、委員会が別に定める。

付 則

この要領は、平成24年 月 日から施行する。

様式（第4条関係）

平成 事業年度に係る業務の実績に関する報告書

1 法人の概要（報告書提出日の属する年度の5月1日現在）

- (1) 名称及び所在地
- (2) 法人設立の年月日
- (3) 資本金の額及び設立団体
- (4) 中期目標の期間
- (5) 目標及び業務
- (6) 役員の状況
- (7) 経営審議会及び教育研究審議会
- (8) 教職員の状況
- (9) 法人が設置運営する大学の概要
 - ア 学部等の構成
 - イ 学生の状況
- (10) 沿革

2 全体的な状況と自己評価

- (1) 総合的な評価
- (2) 評価概要
- (3) 対処すべき課題
- (4) 従前の評価結果等の活用状況

(5) 平成 事業年度に係る業務の項目別評価総括表

中期計画項目	中期計画 項目数	年度計画 項目数	項目内の評点の内訳(個数)				合計	平均
			4点	3点	2点	1点		
第4 教育研究等の質の向上	71	114						
1 教育の質の向上	41	77						
(1) 質の高い教育課程の編成	5	10						
(2) 幅広い視野と豊かな人間性をもち、国際的に通用する人材の育成	6	14						
(3) 専門的知識と能力を身につけ、社会に貢献できる人材の育成	7	14						
(4) 学習効果向上のための環境整備	7	13						
(5) 教育力の向上	4	4						
(6) 学生の受入れ	4	4						
(7) 大学院教育	8	18						
2 研究の質の向上	11	14						
(1) 研究の活性化	4	4						
(2) 研究の支援体制の整備	4	7						
(3) 研究成果の評価	3	3						
3 学生への支援	19	23						
(1) 学習の支援	9	12						
(2) 学生生活の支援	5	6						
(3) キャリア形成の支援	5	5						
第5 地域貢献及び国際交流	17	23						
1 地域貢献	11	17						

(1) 地域社会との連携・協働	6	7						
(2) 地域での人材育成と学習機会の提供	5	10						
2 国際交流	6	6						
(1) 国際交流の促進	3	3						
(2) 体制の整備等	3	3						
第6 業務運営の改善及び効率化	10	12						
(1) 迅速な意思決定	3	3						
(2) 教育研究組織の見直し	2	4						
(3) 業績評価制度の構築	2	2						
(4) 柔軟な人事制度の構築	3	3						
第7 財務内容の改善	11	11						
(1) 外部資金等の獲得	5	5						
(2) 事務処理の効率化	4	4						
(3) 経費の抑制	2	2						
第8 自己点検・評価及び情報の提供	5	5						
(1) 自己点検・評価の実施	2	2						
(2) 情報公開の推進	3	3						
第9 その他業務運営	10	12						
(1) 施設・設備の整備と維持管理	2	2						
(2) 安全管理体制の整備	3	4						
(3) 情報管理体制の整備	3	4						
(4) 法令遵守の推進	2	2						

3 項目別の状況

中期計画	年度計画	法人の自己評価		評価委員会の評価	
		評点	計画の進捗状況等	評点	特記事項
(項目)					
(中期目標)					

この様式は、「第4 教育研究等の質の向上」から「第9 その他業務運営」までにおいて使用する。

特記事項

「第4 教育研究等の質の向上」から「第9 その他業務運営」までにおける特記事項を記載する。

第10 予算、収支計画及び資金計画

財務諸表及び決算報告書を参照

第11 短期借入金の限度額

中期計画	年度計画	実績
------	------	----

--	--	--

第 1 2 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画		
中期計画	年度計画	実 績

第 1 3 剰余金の使途		
中期計画	年度計画	実 績

第 1 4 尾道市の規則で定める業務運営に関する事項		
中期計画	年度計画	実 績